

朝きりやあらはれ出し日のすがた
涼しさや穂が原の白幣

日向我樂

小戸の瀬や神代の御祓ふく嵐

下總尺艾

秋もこの浪間より來ぬ朝の風

○日州穂之穂原記

日州橘之穂原者、上古之神迹也。載于國史、在于人口炳々焉。神代卷曰、伊弉諾尊當瀨去吾之濁穢、則往至筑紫日向小戸橘之穂原而祓除焉、遂將瀨瀨身之所汚、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是太弱、便瀨之中瀨也。因以生神、號曰八十狂津日神、次將橘其狂而生神、號曰神直日神、次大直日神、又沈瀨於海底、因以生神。

號曰底津少童神、次底筒男命、又潛瀨於潮中、因以生神、號曰中津少童命、次中筒男命、又浮瀨於潮上、因以生神、號曰表津少童命、次表筒男命、凡有九神矣。其底筒男命、中筒男命、表筒男命、是即住吉大神矣。底津少童命中津少童命、表津少童命、是阿曇連等所祭神矣。今郡吏藤久行、語鹿兒島諭方神主藤信秋曰、我生神國、尊崇神明、且吏此郡也、幸中之至幸乎、願增其舊制以據我喜、信秋感其志願之至、共以告大守羽林源光久朝臣、朝臣載喜載命令、信秋圖其地形、予閱地圖、河水映帶、山巒逶迤、宛如展輶川圖矣。崛起乎中央、龍挺擇天者、橘嶽也、麓有真津男神社、而面中瀨、巽方有下津方男神社、而並下瀨、艮方有上津方男神社、而對上瀨、瀑流噴激、濺成三瀨者、櫻谷也、望之林壑鬱紜者、住吉神社也、前太守常詣此社、詠和歌以冀神庇、其下有小戸池、今則稍荒廢、猶雲土夢作父歟、穂原以南則大洋也、變祖兼直歌曰、西乃

海櫛原乃潮路與利、阿良波禮伊天之住吉濃神、蓋詠此耶、予於是嘆曰、物有理則必有跡、與神宣大祓之說、如合符節、昔司馬子長登會稽探禹穴、李太白以七澤之觀至荊州、况靈蹤異跡、在其封內乎、宜哉大守標而新焉、夫蕩滌中瀨而化生九神者、蓋清淨直心而已、所謂包天地之表、出日月之上、蟬蛻於塵區者也、若体此心、則邇事父、遠事君、且風花雪月之情、無處不至也、案先儒以舞雩爲上巳祓除之所、加之祓禊於四方、左氏之所注、上巳官民禊飲於東流水上、漢志之所誌、其來尚矣、我國天子詔有司、修祓除、國司又令寮來修焉、凡以六月十二月爲式、謂之神事也、亦宜、謂之政事也亦宜、豈小々故事哉、今太守祓除于茲、諷詠于茲、國向淳素、民遊清淨、他日致君堯舜、繼職禹稷、其亦庶幾乎、屬予作其記、故不能固辭、聊述舊史之旨、以爲記、

旨

天和三癸亥年閏五月上澣

神祇道管領卜部朝臣兼連

○櫛原の諸説 櫛原の舊跡は、諸説あり、舊説に筑前國那珂郡にありといひ、日向國白杵郡延岡領にありといひ、同國兒湯郡にありといひて一ならず、今聞見する所を擧るに左のごとし、其筑前國にありとは、書紀通證に云、今按貝原氏謂當在筑前國糟屋郡有立花、其山名立花山、志賀海神社見式、那珂郡住吉神社見式、席田郡有青木村、去住吉一里許、早良郡姪濱有小戸、今小祠存、其側有青木村、此地海濱而亦有川流云、據此説、則古昔日向亦爲九國總號也、云々、又曰、橘之小門似指在筑前國那珂郡者云々、又古事記傳分注に、貝原氏の説を節舉して、通證に載せる貝原氏の説謂く信に此御禊を成ませる、墨江大神又志加海神の鎮座も、皆彼國なれば由ありと覺ゆ云

云、古事記傳の本文には、此穂原の舊跡を、何國にあり、筑前にある穂原の説は、大略かくの如し、又一説に、書紀等の小戸橋之穂原は、日向國白杵郡の海上にある穂原にて、今の延岡領に屬すといへり、此白杵の穂原は、是を人口に聞に、白杵郡に小戸穂原、及び天盤戸、高山、短山等といふ所あり、其郡内に、一大川ありて、海に入り、海濱平沙なり、上瀬、中瀬、下瀬は、其海中の瀬々に其名とす所あり、又其地に許多の神社ありて、人烟繁庶なり、其地の總名を、宮崎といふといへり、笈埃隨筆といふ冊子に曰、延岡などの市中は、餘程の町にて、諸品大概調ふ所なり、しかも海南北よりさし込、要害風景よき所なり、此地書紀に記しある穂原にて、神代の都、天神地祇の舊地といふ、神代の昔語りも限りもなき所なり、中入海に口女魚とて、口の内至て赤く、云傳ふ火々出見尊、此海に釣をしむひし時、此魚

釣針を取りし魚にて、口の内赤かしといふ、書記の赤女といふ魚は、即ち鰯魚の事、一種の赤女魚をもて、火々出見尊の釣し、ものなどいひ傳ふるは、俚諺なれば、取るに足らず、又上の瀬中の瀬、下の瀬といふは、海上に在りて三の岩あり、此三の岩、同根にて、一石といふ、海西より、川上小戸の岩までは、凡三里道あるべし、信じがたき事ながら、實事なりと、漁家の者何れも語る故、記し置なり、此外神代の説とて、姥島物語、夫婦石、龍ヶ井淵、蓬萊山のむかし語り、甚以長くしき事にて、夢物語の説の如し、埒もなき事故、爰に略しぬと云々、白尾國柱曰、この穂原の事に於ては、末吉の穂原を論せし如く、國柱が
末吉穂原論せし文は、次當時の祓除し玉ふ、齋場は、遠く廣く係りけるにて、水上にも海中にも、蕩滌玉へるよし見へたれば、白杵郡なるも其内なるべし、且日御崎權現社あり、是等の如き

は、我佐多御崎にて、火尾權現社と稱へしと同しきが、其外に小祠數多といへども、後世は設けて齋へる有べく、盡く信すべきにはあらずと、白杵郡穂原の説は、大略かくの如し、又日向兒湯郡佐土原領下中村の海邊に、穂原といふ地あり、佐土原より南方一里許未吉、穂原より北二里許佐土原は、和名鈔は那珂郡田島と見にし所なりといへる説あり、書紀集解、尾張河村秀根曰、穂原、寛延中有僧雲蝶者、持日向小戸橘穂原圖過余曰、曾行脚而至于日向國而所得也、其圖に曰、日向小戸橘穂原屬宮崎那珂兩郡、地形如扇、三方三里、延岡道與薩摩道中間有橘鄉、南有小戸川、東距橘鄉有平沙、南北三里、號曰穂原云々、南北三里に宮崎那珂兩郡の間を推し言ふ也、白尾國柱曰、日向風土記に、穂原を兒湯郡中に載たるは、此處ならん、そもそも穂原は古への時は、日向國に係れるを、後々郡村を分割しほどに、末吉にも、爰にも、又延岡に

も、猶穂原てふ地名を遺せるなり、古へに目暗き人、何處の穂原こそ、正眞也など争ひありては、いふにたらず、兒湯郡穂原の説、大略かくの如し、かく或は筑前那珂郡とし、日向白杵郡、及び兒湯郡とす、然れども穂原の地は、或は泛稱に係るといへども、其根本の地は、蓋末吉の穂原なるべし、其故は前後條下に論ずる如し。

○穂原辨　或人難して曰、書紀等にいふ、穂原の地形は、海邊に似たり、故に住吉諸神を生し玉へるは、海底に沈澨し、又潮中に潛澨し、又潮上に浮澨すなど見へたり、然るに末吉穂原の三瀬は、皆海濱に非ず、豈疑ふべきに非ずや、答て曰、書紀の文は、海邊の状に似たり、然れども今暫らく書紀等の説に就て、是を論ずるに、伊弉諾尊祓除の時は、天地開闢の初、日月未生の時にして、此祓除ありてより、天照大神、月讀尊を生し、此

二神始て日月となりて、天地の位立定まりたる趣に記した
れば、當時の地形、今と同かるべからず、凹なる處も凸となり、
凸なる地も凹となり、滄海變して田となり、陵谷變して山とな
るの習は、猶後世にもあり、況や荒古開闢の始めの事なれ
ば、今の地形とは異なるを、推て知るべし。末吉櫛原の地は、東
の方志布志大崎邊の海濱とは、僅に相距れる近地にして、殊
に一面に、平地曠野の連なる處なれば、荒古の如き、末吉の邊
は、彼志布志大崎邊の方より、海水さし入し處なりしならん。
是に準し、末吉上津中津下津三瀬の川も、今は小川なれども、
神代は大川なりしならん。今所謂小戸池なども、海邊にある
川の落口にして、小水門なりしも知るべからず。凡諸縣郡の
域内、上古は海中なりしならんと思へる地も、所々にありと
聞く。穆佐院及び高岡邑法華嶽邊は、稍海邊と相距れる地な

るに、或は蟹或は魚、或は貝殻等の類石に化して、現在地中に
今多く堀出す、其色青黒にして、泥土の堅凝せる形もありと
ぞ、此等の地、上古海中なりし一證なり、然れば此末吉の邊も、
推て察すべし。又祓除をなし玉へるは、川水の三瀬にての事
にて、住吉諸神を生出ありしは、或は亦別所なる歟。故に前文
書紀に又沈灌於海底と、又の字を置て、上句を隔てたれば、近
き別所の海水にての事なるにも見にたり、大隅郡佐多の御
崎に、伊弉諾尊の祓除し玉ふべき所を、臨觀し玉ふといへる、
影向石あり、又佐多御崎の海中に、上津瀬、中津瀬、下津瀬とい
へる三瀬ありて、三神の生れ玉ひしといへる所もあれば、所謂沈灌於海底とは、佐多御崎の海瀬をいへるに耶。佐多の巻
を閲して、其詳を知るべし。或は此海水は、他所白杵等の海な
りしにや、且書紀の文は、海水なりし事狀に見ゆれども、古事

記には、彼の諸神を生し玉へるは、皆水底水上水中と記した
れば、此事實は、必しも海水にあらずして、川水にての禊瀬に
も解すべし、此等の義理、廣き故に今一向の俗眼を以て、浪り
に神代の舊跡を疑ふは、誤りなり、或人服しぬ、白尾國柱曰、こ
の穂原てふ名は、大むかし日向南邊の海國を統稱せしにて、
一小區の事とは見にず云々、又云上瀬は、疾こと瀧の如く、下
瀬は渟水の如く、中瀬川のみ駿からず弱からず、今に至てそ
の川流の轉變することなくして、神世のまゝの面目を存遺
すること、最貴むべし、仰くべし、夫諾尊の此處に於て祓除を
修め玉ひし事は、所謂盡天地海而盡瀬焉と見にて、黄泉の濁
穢を瀬去り玉はんことを興言し、天下に布告しめ天上地下
の分を清明にし、日月二神を生成玉ふの極に至る、是所謂天
地開闢の事狀也、故に先始めに阿波の水門、豊後の名門をも

臨觀し、此二門は宜しく其所に非ざるをもて、更還向於橋小
門とあるが如き、徧く天下の勝處靈地を擇み、又疾弱を捨て、
中瀬に就玉ふ、其丁寧親切なること、譬へば後世大嘗會國郡
ト定などの式、少しく是に準ふべく、さて西は大隅佐多御崎
を限り、東は日向縣の極に至り、祓除を修め玉ふ、齋場の疆内
となされしとぞ見にたる、故に又沈澨於海底などあるは、迺
ち祓除の靈場、唯一處にあらざるの證なり、此に由て日向よ
り筑前に及て、小戸立花穂原等の地名を存じ、又住吉大神な
どの祠廟も在て、遠く廣く世にいひ傳へたるにてぞあるべ
きや云々、此説論して頗る公平なり、

小戸池地頭館より辰巳、中裏村、穂神社の下二間許にあり、上
古は大池なりしに、今は小し、荒廢して周廻三十二間あり、池
中に石菖蒲多く生ず、常に清泉湧出して、四時増減なく、水勢



真木男神社

マキノノヤシロ



盛なり、土人神水と稱す、婦人此水を服すれば、安産なりとて、遠近貴賤となく、產月には必らず櫛神社に禱り、神水を受る者多し、古事記書紀等に所謂橘の小戸とは、此なりといひ傳ふ、其詳なるは、櫛原の條に見たり、

橘嶽
地頭館一里十五町卯辰許、中裏村にあり、櫛原の北に、連山崢嶸たり、其中の一峯を橘嶽といふ、櫛神社を距ること丑方、凡二十八町、其下の谷を橘ヶ谷といふ、谷の間より水流れ出て、中津瀬川に入る、其中流に諸神の祓水といふ所あり、社司是を忍穂水といふ、古事記書紀等に所謂小戸橘とは、此岳の地名なりといひ傳ふ、其詳は櫛原の條下に述るが如し、

○橘ヶ谷 前文に見ゆ、

○真木男神社 橘嶽の下にあり、山下より登路十町許、石磴あり、祭神三座、底津少童命、中津少童命、表津少童命是なり、例

祭十一月廿六日とす、勧請の年月詳ならず、寛文二年正月の棟札を藏む、

上津瀬
地頭館三里十二町卯辰許、大裏村にあり、櫛神社の東二里餘に當る、上津瀬とは、川瀬の名なり、水源は都城大平野より出て、北より南に流れ、櫛原の東をすぎ、志布志田之浦村を経て、海に入る、即前條に載する松箇野川なり、此川急流にして、岩石の間を瀉き、水勢疾速なり、其濶さ二間許あり、古事記書紀等に所謂上津瀬は、太疾しとは、此川なりといひ傳ふ、又上津瀬より東北七町許の上流谷合に、速川の瀬といへる處あり、是中臣祓所謂速川の瀬なりといふ、上瀬中瀬下瀬は、書紀に洗濯於海底など、ある語に據て、白杵郡等の海上なりといへる説を、實跡とする者あり、此上中下の三瀬と、速川の瀬とは、同一の地なるべきを、其文速川の瀬とありて、海水といはず、

上津片加男神社

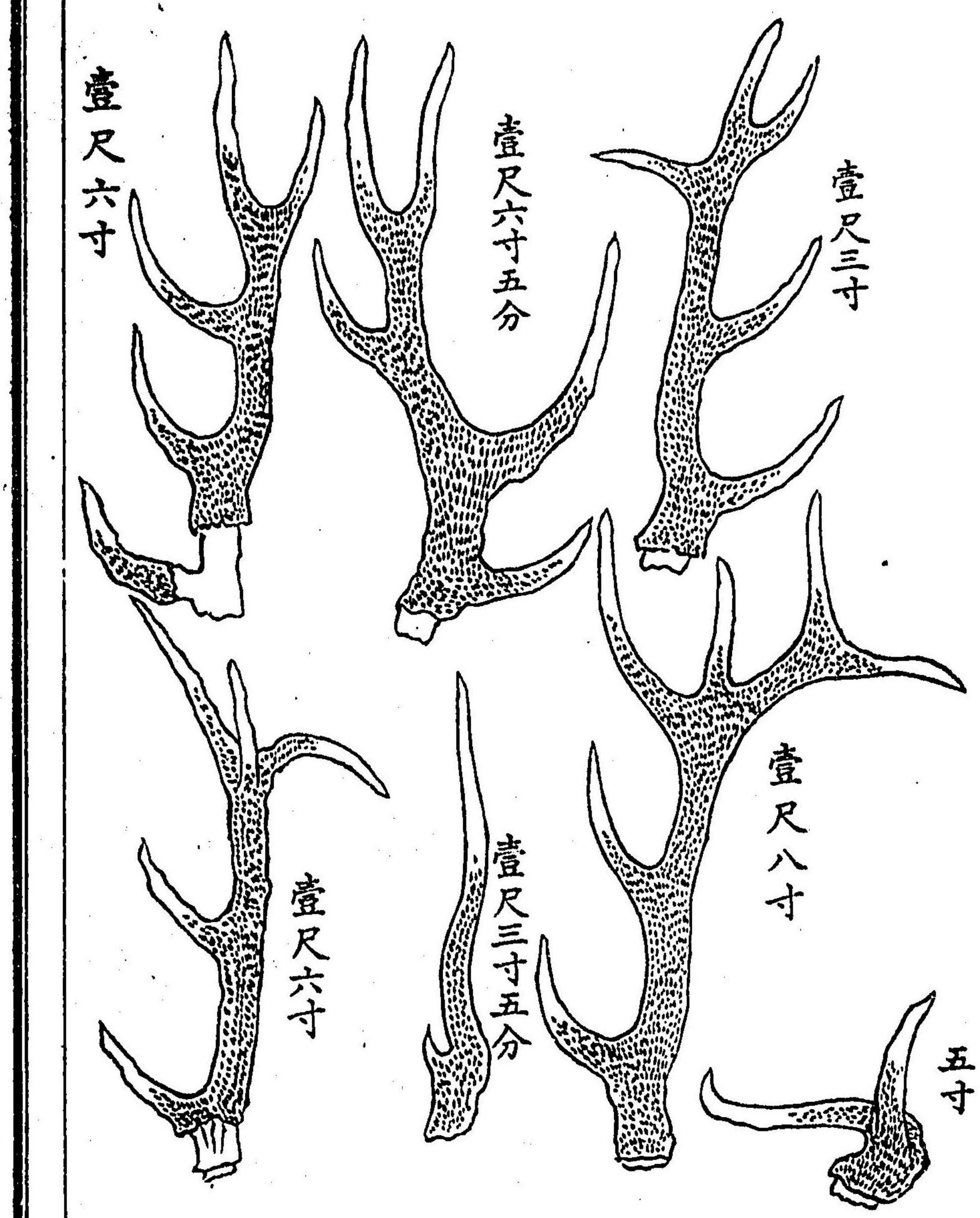


二十七

上津瀬



上津片加男社内異狀鹿角圖



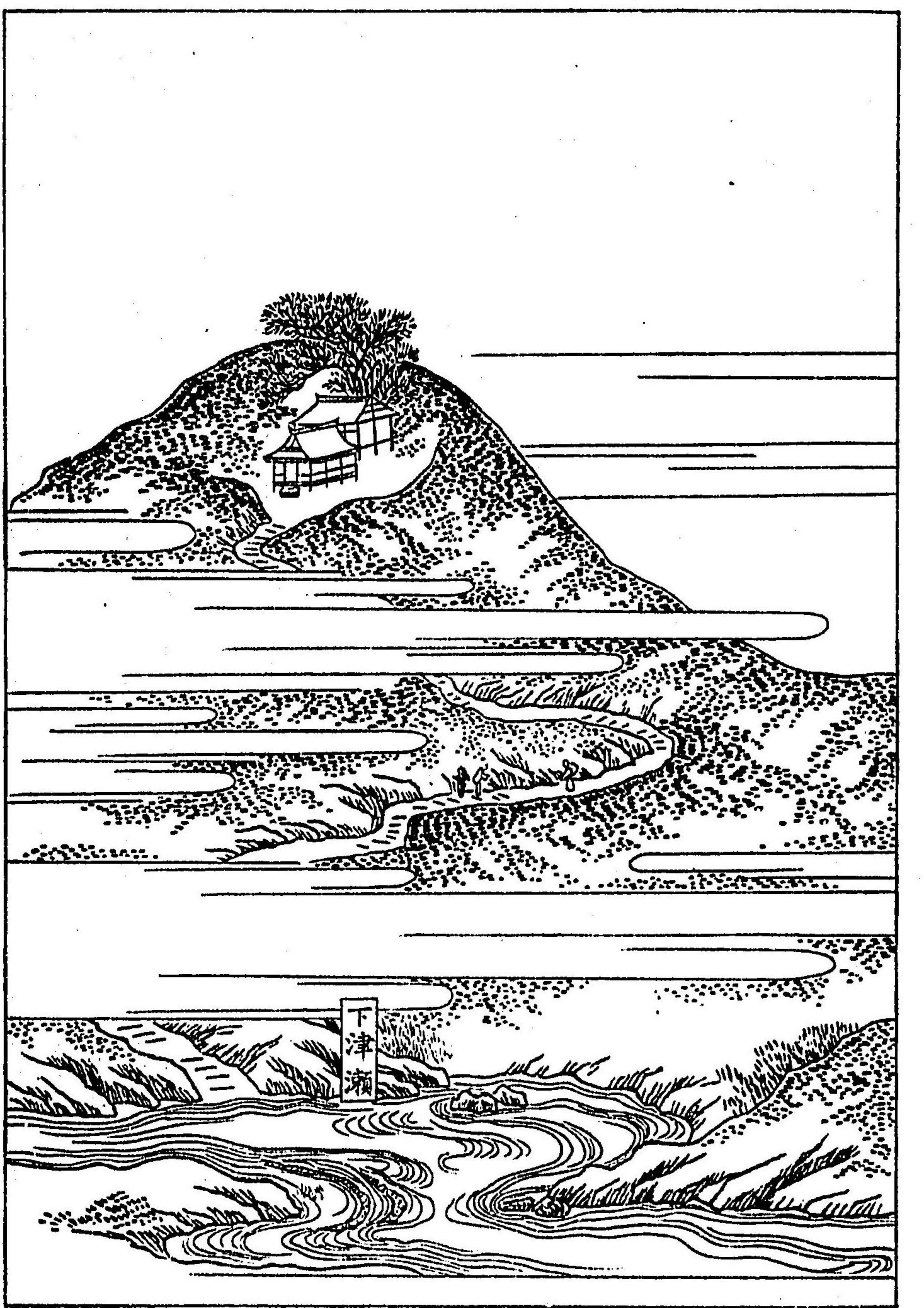
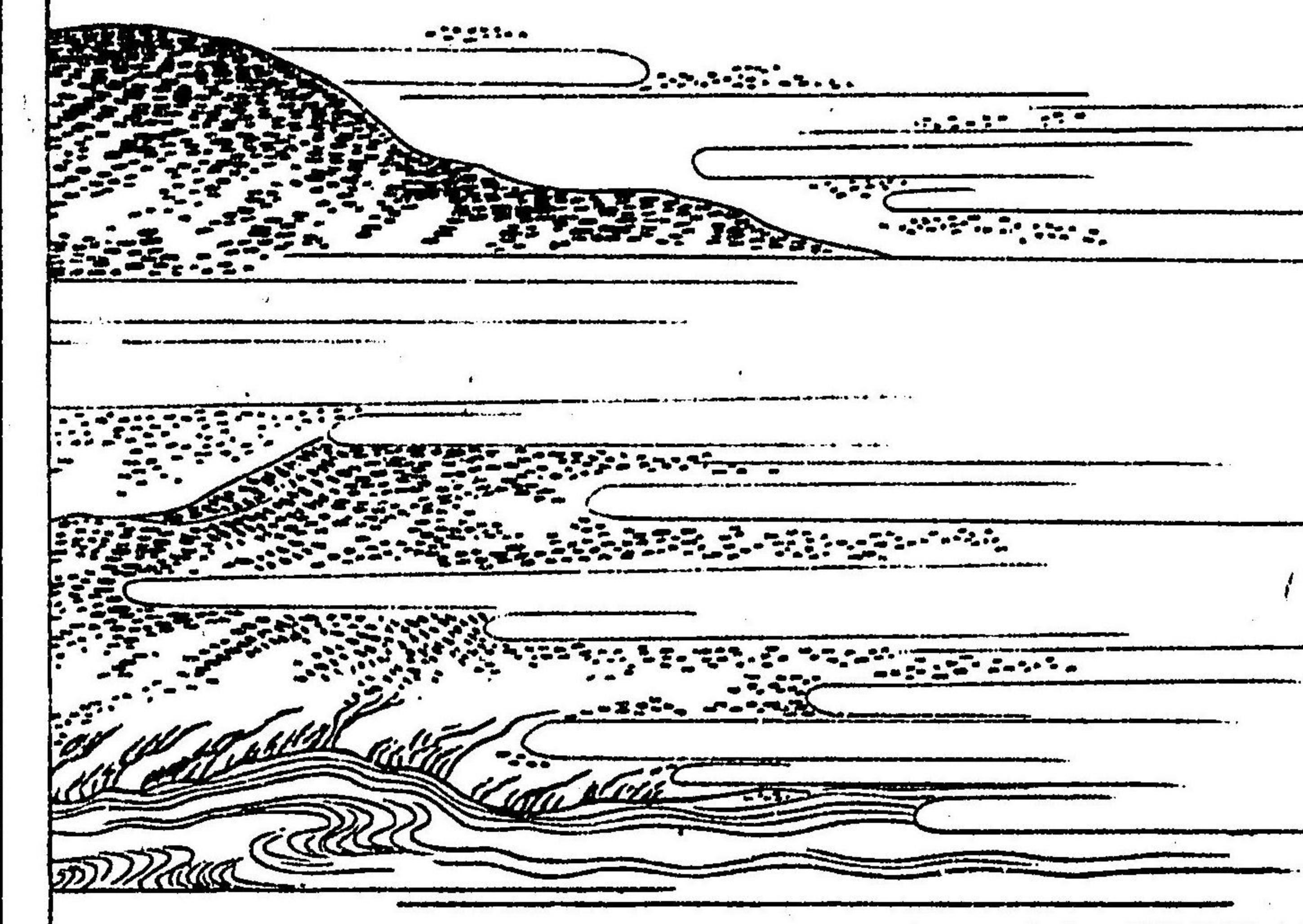
然れば此等皆當邑の地なる一證なり。

○速川の瀬 前文に見ゆ。

○上津片加男神社 上津瀬にあり、祭神三座、八十狂津日神、表津少童命、表筒男命是なり、勸請の年月詳ならず、例祭二月初申日、十一月初申日とす、往昔は、今の社頭より丑の方、四町許の所にありしを、此に移せしといへり、寶殿の中に鹿角を多く藏む、祭祀の時は、麋鹿野猪を獵し得て、牲に供ふ、當社は岡巒の半腹にあり、上津瀬より西南方七八町、坂を登て至るべし、松林其路を夾めり、社地の向上は山嶂重疊せり、

下津瀬方一里三十町許 中裏村にあり、櫛神社を距ること辰巳方、二十八町許に當る、下津瀬とは、川瀬の名なり、水源は同村小字都といへる谷より出て、東より西へ流れ、櫛原の南をすぎ、下流は松山に出て、志布志野井倉川に入る、當邑にては

下津ツカガロカカ片カカシモ神社



狩川といふ、川は池之房ともいふ、此川緩流にて、水勢甚寛靜なり、其濶さ三間許あり、古事記、書紀等に所謂下津瀬は太弱とは、此川なりといひ傳ふ、

○下津片加男神社 下津瀬にあり、祭神三座大直日神、底津少童命、底筒男命是なり、例祭十一月廿四日なり、勸請の年月詳ならず、慶長七年再興せし棟札を藏む、當社は下津瀬を距ること南方六町許、林岡上にあり、

中津瀬

一里頭館より辰方、十三町許

中裏村穂原にあり、穂神社より卯辰

方、十三町許に當る、中津瀬とは、川瀬の名なり、此川の水源橘嶽の山中より出て、穂原を東より西に流れ、都城に出つ、此邊にては中津瀬川といふ、即下流は前條に載する南郷川なり、此川疾からず弱からず、水底は細石を布き、清潔鑑みすべし、其濶さ十間許、古事記、書紀等に所謂伊弉諾尊中津瀬に祓除

すとは、此川なりといひ傳ふ、此川伊弉諾尊の祓除をなし玉へる所なれば、實に天下第一の靈水といふべし、凡そ上津瀬下津瀬中津瀬とは、同し川に三の瀬あるに非ず、三派の川に各其名を得たる所の瀬ありて、是をさすなり、又中津瀬より上津瀬まで、六十町許、中津瀬より下津瀬まで、二十五町、中津瀬より住吉神社まで、十五町あり、一説に此中津瀬川の内に、上流下流中流の三ヶ所を分ち、上津瀬下津瀬中津瀬の名ありて、三派の川に三瀬の名あるに非ずといへり、

○中津眞津男神社 中津瀬にあり、祭神三座、神直日神、中津少童命、中筒男命是なり、祭祀正月元日、九月酉日とす、當社は中津瀬より東方の岡上にあり、石階を設くること凡そ二十間、中津瀬川は、其西方の直下を流る、勸請の年月詳ならず、

盤根子 地頭館の辰巳、一里十一町許 中裏村にて、中津瀬川の南岸の潭にあ

中津真津男神社

中津瀬



り、一に盤根樹に作る、盤根子とは石なり、其色黃にして、形ち
瓜の如く圓し、水中に見に入る所にて、高さ三尺五六寸、横三尺
許あり、土中に埋れし根基、幾尋を測るべからず、神官の説に、
中臣祓に盤根樹の立艸の垣葉に言止てとあるは、この石の
事なりといへり、抑此石は、天が下の基を、常磐堅磐に安し置
れし、太古の神石なるべし、故に往古 天皇の御事を、某根
の 天皇と號し奉るとぞ、

佐久良谷諸神跡地頭館より反の 連山高低あり、連山の間に一高岡あり、土人是を高天原とい
ふ、高天原の北に並びて山あり、是を高山といひ、高天原の乾
方半腹に一山あり、是を短山といふ、高山は高く、短山は低し、
短山の西五町許に一高山あり、其山腰を佐久良か崖カヨといふ、
佐久良ヶ崖の谷間に溪流あり、是を佐久良谷川といふ、水當村源

郷川に出て、下流南 佐久良谷の内に洞窟あり、是を天磐戸といへ
り、此洞窟甚た廣からず、深さ測るべからず、洞窟を神體と稱
じ、廟宇なし、常に參詣する者多し、其洞窟の前に一瀑布瀉き
下りて、高さ六七尺あり、洞窟の四面は、巖壁重疊として、樹林
森然たり、實に幽深の境なり、高天原より、佐久良谷に至て、皆
神代の舊跡と稱す、中臣祓に所謂神留り座すといひ、高山の
末、短山の末、佐久良谷に落瀧といひ、神代卷に、天磐戸を押開
とあるは、即ち此所なりといひ傳ふ、或人云、佐久良谷とは
神代の舊跡と稱す、中臣祓に所謂神留り座すといひ、高山の
戸意にて、いかなる谷をも開てといふ義なりと、玉本正英、天磐
戸の傳に云、天は天上皇居なり、岩戸岩座なせ、云は皆堅磐
天日も光をかくし玉ひ、常闇になりし磐戸を閉ち玉へは、造化
通して然らしむる也と云々、感

○高山、短山 前文に見ゆ、

○高天原 前文に見ゆ、

谷良久佐



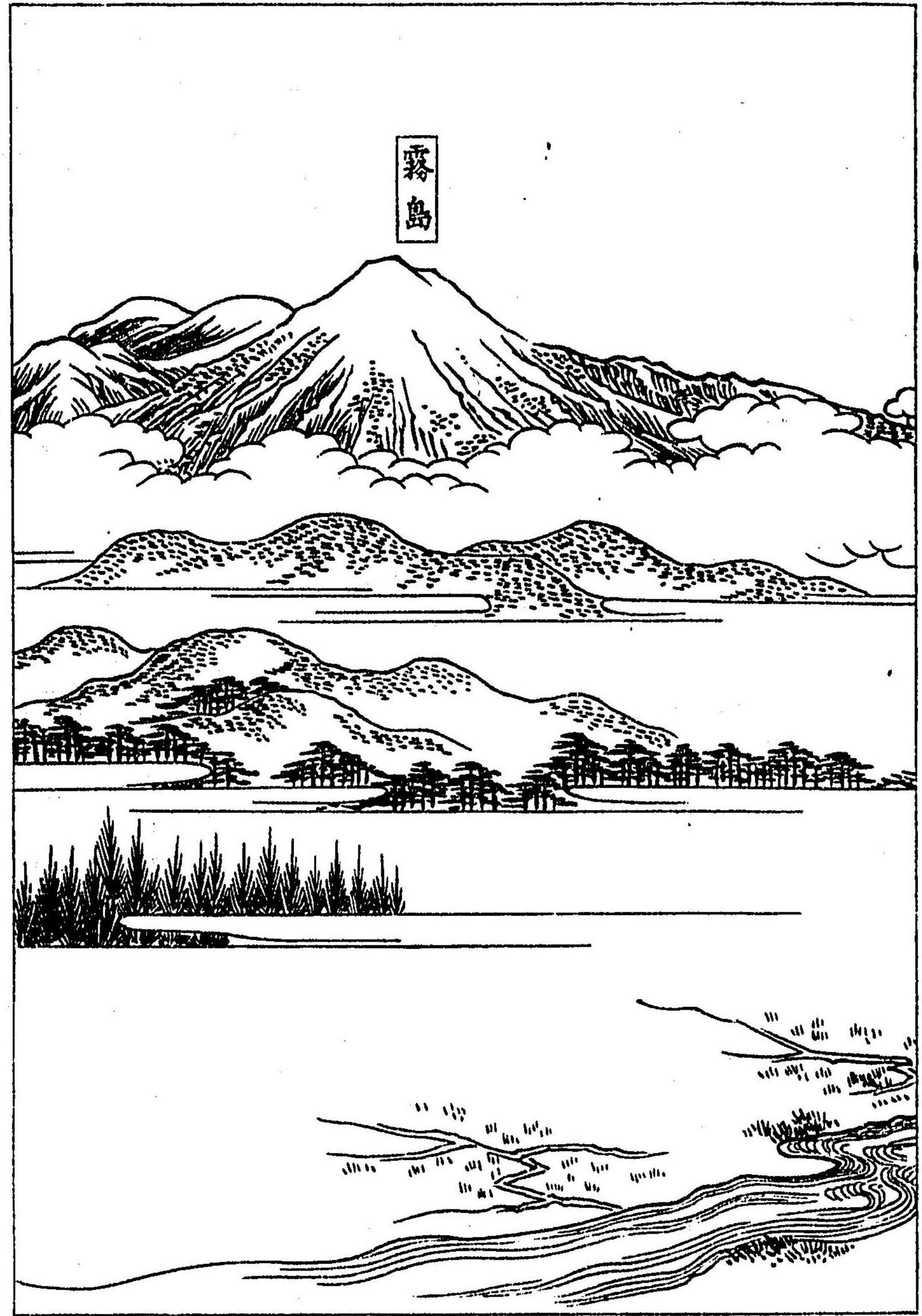
○天磐戸 前文に見ゆ。

柄基並天の浮橋地頭館より辰巳方、二十五町許

中裏村にあり、中津瀬川の

南田地の中にある、白砂の岡をいへり、其高さ五六間許、周廻十一間餘あり、土人傳て天の浮橋の柱なりといふ、此田の字名を浮橋田といひ、此邊を橋野と呼ぶ、皆此故を以てなり、橿原は、橿ヶ原と、橋野は、連墳一望の地に常に霧深くして、霧島山より朝夕の霧たな引きては必ず此柄基に靡き掛りて、宛も橋を架せる景狀あり、故に土人傳へて天の浮橋といへり、此砂は往古より削り取ることを禁ずとす、柄基共に根本の義なれば、浮橋の基本なる義にて、名を得たるべし、秘典府抄に、天浮橋は、日向國天ウケタと云所なりと云り、アマウケタは、即ちこの浮橋田なること明し、ウケとは、即ち浮なり、ウキと訓むこと常なり、しかれども訓をはたらかしては、ウケと

もウカフとも云なり、古事記傳に曰、天浮橋は、天と地との間を、神たちの昇り降り通り通ひ玉ふ路に掛れる橋なり、後人の例に、漢籍の意をもて、賢き説どもは云にたらず、又三大考云、天浮橋の往來の事、初め伊邪那伎伊邪那美命の往來賜ひしほどなどは、天と地との間、いと近く聞へたるを、今皇御孫命の天降坐時のさまは、甚た遠く聞いて、漸々に相遠ざかりたりほど見にたり、そもそも天浮橋は、天と地と相連續ける薄にて、天地の漸くに相遠ざかりゆくに隨ひて、此薄有しが既に地に降坐て、終に断離て、永く天と地との往來止ぬるなり、是を物に譬へていはば、兒の臍帶の胞衣とつきたるが、既に生れては断離るゝ如く、又木艸の實の熟すれば、薄おちのするが如し、これらはたゞに其状の似たるのみならず、其理全く同



しこと也、如何にといふに、皇御孫命の天降坐る、兒の生れた
るが如し、又二柱大神の生成し玉ひ、天照大御神の生坐る、此
御國の君の定まり玉ひて、天降來坐て所知者の天地國の事、
全く成竟たるなれば、これ木艸の實の成竟て、熟ると全く同
し理ならずや云々、又曰、天浮橋の事、古書どもを考るに、一
のみにあらす、此處彼處に有し如くにも見ゆ、其は彼藩はた
ゞ一條ながら、下の方地へ降る路は、幾條も分れてありしに
や、さることまかなる事は知がたし、何れにても、凡てのさまは、
かはることなし云々、白尾國柱曰、この柄基なども、この藩の
地に連續するあとにて、諸尊の天に往來ましき處なるべし、

○和歌

新題林雜抄

實種

かぎりなき跡を残してそのかみの

神世に掛し天の浮橋

箸野地方頭館より卯辰二十ニ町許 中裏村にあり、即ち柄基の條にいはゆ
る橋野なり、平太監季基退老の處といふ、季基は、萬壽年中、始
て島津御莊を開きし人なり、季基が莊田を開くや、近衛宇治
關白賴通に告て、莊内を今の中郷郡本村に置き、神柱社
を同所南郷梅北村に建つ、後伴兼貞に其所管の三保院を譲
り、箸野に退老す、即此地なりといふ、都城神柱社大宮司梅北
氏、神柱記に曰、梅北より彼社頭を擔護申す事は、末基卿平家
の世の末に成たるを見きりて、箸野の本名の御所に隠居し
て、渡られたりと申傳也云々、此箸野は庄内南郷の内まで、
梅北よりは午方一里、郡本よりは午方三里ある所なり、其地
人居ありて、前は南郷川に臨む、其三面は水田陸田ありて、土

地膏腴なりとす、季基が事は、都城の卷島津御莊の條に詳なり、島津御莊の條に詳なり、

龜鶴城地頭館より、西之村にあり、一名松尾城といふ、城内

凡そ九丸を分つ、内城、中城、松尾城、小松尾城、平城、下平城、野頸城、取添城、南城、是なり、皆濠堀の跡あり、又城内弓射場の跡あり、當城は、建久中稻村伊賀守重家經營すといふ、重家は、往昔得佛公初て就國の時、從ひ來るといふ、其後宮丸氏の領せし事もあり、志布志城主新納氏、中世以來當邑を併せ領す、新納氏忠續第五代近江守所領の事見ゆ、新納氏第八代近江守忠勝、敗亡の後、飫肥城主島津豊後守忠親、當邑を領ず、既にして當邑と、都城梅北の地、伊東氏と界を接し、守禦に難し、永祿二年、忠親末吉を以て大中公に献し、梅北を以て北郷時久に與ふ、文祿四年、伊集院右衛門太夫忠棟、都城へ移封せられ、當邑を領す、慶長四

年、忠棟子源次郎忠眞叛逆の時、其將當城を守る、九月八日、島津圖書頭忠長、樺山權左衛門久高、柏原將監、兵を率て當城を攻む、城兵拒戦ふ、三將奮戦して是を破る、敗卒城に入て固く守る、同五年三月、忠眞降る、太守公吉利、右衛門、肝屬半兵衛、敷根仲兵衛、河田大膳亮に命じ當城に入て是を交領らしむ。

國合原地頭館より、中裏村に屬す、末吉より志布志へ通る道路にある廣野なり、延文四年、先是球麻相良氏、庄内の地を取る、十月五日、齡岳公自ら將として庄内を擊つ、國合原に戦ふ、我軍利あらず、佐多左馬介忠直、及び弟彦四郎戰死す、其所を本堂と唱ふ、古へは移して五六町許北にありといふ、又天正元年、正月六日、肝付氏衆軍を率て末吉當時北郷氏を侵し、双子家に屯す、北郷左衛門尉時久、二子次郎相久、彈正忠忠虎と、兵

を將て迎へ戰ふ、時久一軍を此原の西住吉山前章住吉神社の山なりに伏し、一軍を本堂へ遣し、一軍は北別府中裏村此原の北にて、内なりに廻し、四面より包み擊て、大に是を破る、敵將肝付修理亮、肝付左兵衛尉、肝付三河守入道竹友を斬る、凡四百三十人を殺すといへり、此原に肝付竹友墓及び双子冢とて、肝付氏軍兵の首を埋めし所あり、

手取城地頭館より申西一里二十町 菅牟田村にあり、東北より南は深谷にて、西は廣野につゞく、堀切等の跡あり、延文四年十月、齡岳公國合原の戰利あらず、救を手取城主岩川某に求む、某兩端を持す、又志布志蓬原城主救仁郷某に請ふ、某亦肯んせず、公既に鹿兒島に歸り、是歲復兵を擧て北征し、先蓬原城を攻て是を下し、又手取城を下す、

城址合記 平松ヶ城 中裏村、國合原の北の山にあり、天正元

年、正月國合原合戰の時、北郷氏の臣永井刑部是を築といふ、
刑部は、成田邊氏が系譜に據る、今は當邑田邊氏が系譜に據る、今 △新城 土成村にあり、小城なり、稅所某の居城なり、相傳ふ天正七年、北郷相久是を攻めて、男女三十人許を殺す、

惡七兵衛景清墓申地頭館より申方一里許未 田尻村、柳井谷門の後、山中にあり、傳へ云、上總惡七兵衛景清、日向國宮崎より來て、此所に匿居し、終にこゝにて没す、石塔は大五輪にして、又小五輪石塔十四、其後に列す、同時世の者と見ゆ、左の岡上に火葬せしといふ所あり、平地一畦ばかり四周を堀の如くこしらへたり、此所の農民龜次郎なる者は、其裔なりとて、其家に景清の位牌、系圖太刀甲冑等を藏めたりしを、七八代以前、位牌系圖は、火災にあふて焼亡し、太刀は家族大崎郷士關武兵衛是を藏め、鎧は志布志郷士某の所に是を藏むとなり、前代關武兵

衛家の女、志布志郷士に嫁せし時、携へ往きしといふ。于今二月八月の彼岸、武兵衛等、景清の墓に參詣すること怠らず、常に龜次郎を訪て、投宿せるとぞ、又景清護身の本尊なりとて、塔の下に阿彌陀觀音の二像を一字に安置す。六月十七日を以て供養す。景清事跡の如き、實據とすべきは見にざれとも、其古墳尋常の者にもあらずとぞ、當邑の舊記に、水鑑景清居士と、墓面に刻むと記す。今其墓には、梵字數箇所々にありて、別に文字見にず、景清が事は、諸説種々ありて、或は日向宮崎に來りしといひ、或は山之口邑の古城にも、景清遺蹟の傳へあり、或は相州鎌倉に死せしといひ、其確說知るべからず、今邑人の傳說を擧て此に記しぬ。

物産

土石類 粗砥石 △浮石 宮路村に出つ、甚大なる者ありて、

手爐等の諸器を製す。

金鐵類 生鍊

器用類 紙 △茅蓑

飲食類 茶 上品なり △酒

五穀類 米 中裏大裏二村の產は、上品とす。△大豆 △赤小豆 △胡麻 當邑の地、平原曠野にして、陸田甚廣し、故に陸產の諸穀多く出つ、世に庄内大豆と稱す、是多く出るに由て其稱あり、府下にある胡麻は、大抵庄内の所產なりとぞ、庄内とは、都城及び當邑かけての事なり。

藥種類 柴胡 △茯苓 △梔人參 △金銀花 △紫根 △

括囊實 △辛夷 △縮紗仁 △桂木

蔬菜類 香蕈 △丁蕈 △蓑原菜菔 醃菜にして好し、蓑原の地は、當邑及び財部、都城の地に係る、

果實類 柿 \triangle 銀杏 \triangle 栗 \triangle 椎實 \triangle 茶實 \triangle 檬實
花卉類 福壽艸 \triangle 櫻子

樹木類 檵 \triangle 橋 \triangle 鈎栗 \triangle 桐 \triangle 樟 \triangle 蚊母樹 \triangle 檉
飛禽類 鶴 上品なり \triangle 鶴鶴 \triangle 山鳥 \triangle 鷹 \triangle 雉
走獸類 馬 \triangle 牛 \triangle 野猪 \triangle 鹿 \triangle 獺 \triangle 猿
鱗介類 鱗 \triangle 紫 \triangle 鮒 \triangle 鯰 \triangle 鰐 \triangle 鱗

恒吉 本府の東北、十三里半餘にあり、當邑は、即ち、恒吉郷に屬す、當邑地頭館長江村にあり、

山 水

神の牛禮地方二十町餘、坂本村にあり、當邑の内最高の山なり、山下に一之宮六所權現社あり、

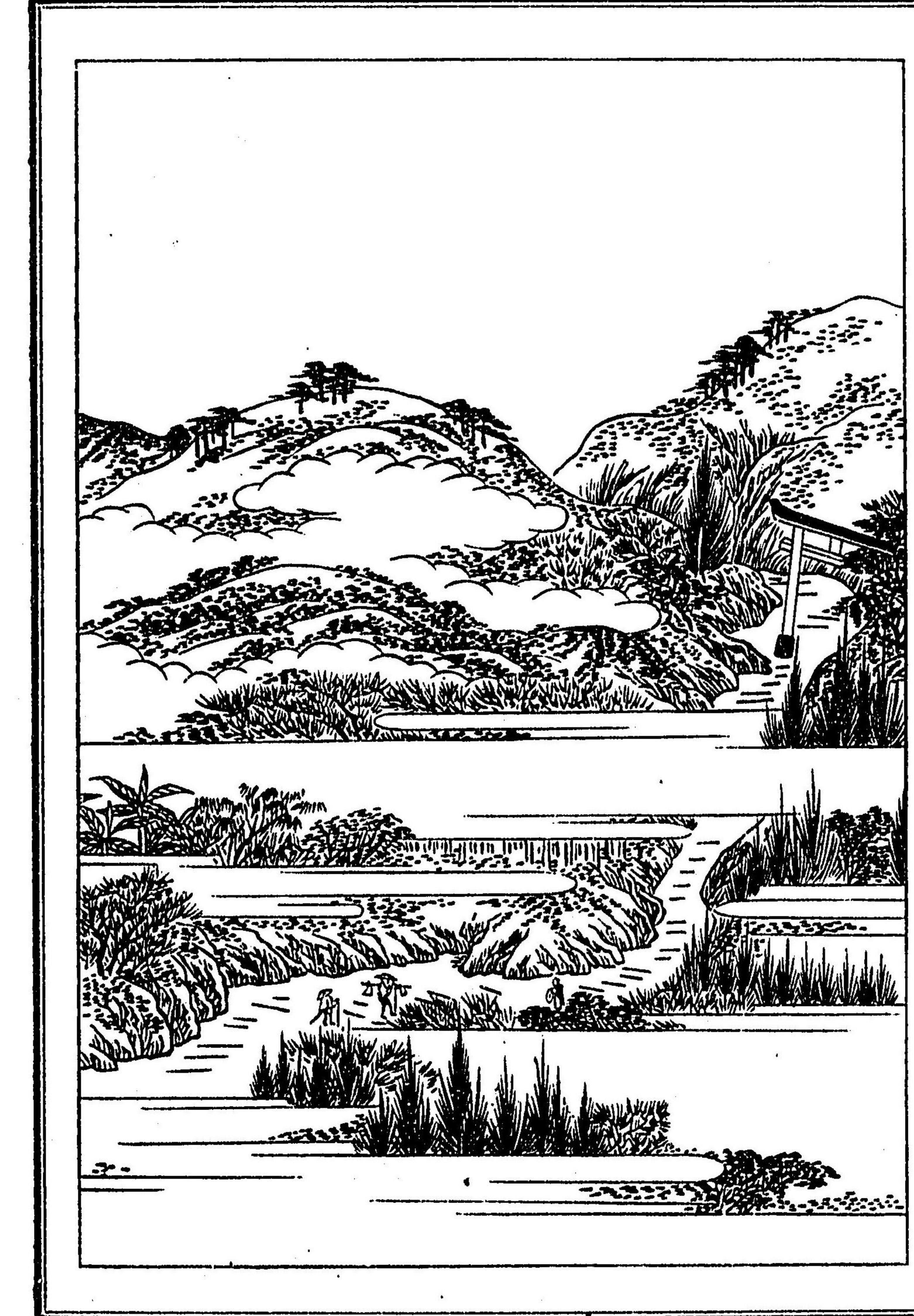
坂屋林北地頭館より一里餘、坂本村にあり、此地末吉牧馬苑の内にて、

樹林の周廻一里餘あり、林中に坂本川通す、末吉野牧馬の爲に設けたる林蔭なりとぞ、

神社

投谷八幡宮地方一里許、午 大谷村にあり、祭神國分正八幡宮
神國分の春、鹿兒島に同し、神體、木座像三躯、又内陣に銀鏡二枚を安置す、其鏡面或は金鏡五枚、或は佛像、或は天正字あり、阿彌陀、藥師、觀音等なり、是を本地の正体とす、永和銅元年、八月十五日、勸請とす、當村通道の側に華表あり、投谷八幡宮と扁す、華表より坂を下るを二町許に到れば、谷底に平地あり、松杉幽深にして、社殿其中よ巍然たり、廟庭に芭蕉甚多し、參詣の徒、其靈境なるを稱せざる者なし、當社より申の方、二十間餘の巖壁に、大ひなる石三つあり、是を石躰といふ、祭祀二月中卯日、六月二十九日、八月十五日、十一月中卯日なり、諸祭の中、八月十五日を正祭とす、此日は胞衣松と、花

投谷八幡宮



立といふ、御旅所へ當社の神輿は守下られども、王子像七
駄、御鉢二竿を、兩所へ分て守下り、神酒を獻る、是を濱殿下、と
いふ、社司、内侍、別當寺僧、皆馬に乗て供奉す、凡そ十六騎あり、
社司二人貝を吹のみにて、別に神樂を奏ぜず、胞衣松は、志布
志邑楓野村に在て、塚石二つを立つ。一は片石、一は五輪、當社より卯方十六町許、花
立は、大崎邑野方村にありて、石小祠一つを建つ。當社より辰方十七町許
社司を吉岡正親別當を吉祥院といふ、慶長七年 貫明公、
慈眼公、嘗て御參詣ありて、法樂の和歌を奉納し給へり、

○和歌

寄神祇祝

貫明公

岩清水流れたにせぬ神恵み

行衛を守れ我國の人

首夏風

慈眼公

誰が爲に立うへるまで一もとの

花をし風の吹のこすらん

○末社 本社の境内にあり、一は四所宮、一は大王社、一は地
主社、一は山神社、

○石體 前文に見ゆ、

佛寺

竹園山、惣福寺、吉祥院北一町許、地頭館の、長江村にあり、本府大乘院の
末にして、眞言宗なり、本尊十一面觀音大士、開山快盛法印遅年月傳、
安居山、徳泉寺北頭館より、長江村にあり、本府曹洞宗福昌寺
の末にして、本尊釋迦如來、開山代賢守仲和尙、福昌寺十八世當寺の
由緒詳ならず、本邑の菩提所なり、

舊跡

日輪城地方に頭館より西領す、其後沿革一ならず、新納氏肝屬氏北郷氏等に屬す、既にして伊集院幸侃が所領となる、慶長四年、幸侃が子忠眞叛し、伊集院宗左衛門をして當城を守らしむ、七月我軍當城を攻て是を抜く、賊將宗左衛門都城に奔る、

宮ヶ原地頭館より南 大谷村にあり、永祿元年、三月、肝付氏大軍を率ひて、都城を攻めんとす、北郷左衛門尉時久、兵を將ひて、出拒く、日州飫肥邑主島津豊後守忠親、日置四郎左衛門久範等を遣して、時久を助く、十九日、時久肝付氏と宮ヶ原に會戰す、利あらず、叔父北郷藏人久夏、日置久範等、凡二百餘人戦死す、北郷藏人の墓、此原にあり、

物産

藥種類

柴胡

△紫根

△枳殼

果實類 銀杏

樹木類 椎

△櫟

△甘櫟

△榧

△櫻

△樟

飛禽類 雉

△鶴

△鸕鷀

市成

本府の東、海陸十二里半餘り、邑主館市成村にあり、本府巨室、島津吉見の内なり、邑主館市成村にあり、本府巨室、島津吉見の

久浮が食邑なり、其祖土岐四郎左衛門尉國房、敷根を以て氏とし、累代承襲せしに文禄四年、國房より十四世の孫、中務少輔立頼、高隈に移封せられたれ、十九年當邑に轉封す、立頼が子筑前守久浮なり、田上は垂水に在り、島津氏を賜ひ、久頼より八世即ち久筑前守久浮なり、田上は垂水に在り、島津

山水

諸山合記 八重山 謹訪原村にあり、△益臺峯 市成村にあり、土人の獵所なり、

神社

太玉神社領主館より辰巳十五町許 市成村にあり、祭神太玉命、例祭二月

太玉神社

アトダマノヤシロ



朔日、九月九日、十一月未日とす、當邑の惣鎮守にして、肝付河内守兼續の時建立といふ、天文二十三年、棟札に地頭岸良伯耆守兼慶と記す、社司鶴田氏、

山王宮領主館より寅方十三町餘、諭訪原村にあり、上梁文に、長祿二年、正月、伴家兼忠、同兼秀、建立と記し、其後永祿十年、三月、肝付左馬頭造立、地頭安樂形部少輔兼近と載たり、例祭十一月申日なり、社司鶴田氏、

神社合記 若一王子權現社 棟札に、文祿七年、肝付河内守兼續建立と記す、△稻荷大明神社 棟札に、永祿八年、肝付兼續と記す、以上の二社、市成村にあり、△三宮大明神社 棟札に、元龜三年、伴家三郎四郎兼助造立と記す、△若宮大明神社 永正五年、山田安藝守忠豊、嫡子式部少輔久親を崇むといふ、忠豊は、山田加賀守忠廣の嗣なり、山田氏は、下に詳なり、以上城址に詳なり、以上

の二社、諭訪原村にあり、

佛寺

法城山兩足寺領主館より丑方五町餘、市成村にあり、本府福昌寺の末寺にして、曹洞宗なり、本尊地藏菩薩、開山は松圓慧椿和尚、當寺は土岐四郎左衛門尉國房、嫡子數根賢太郎賴房、文和元年壬申の歲、當寺の采地隅州敷根邑に創建し、大儀庵と號す、其後裔孫中務少輔賴賀、垂水田上に移封の時、當寺を移し、垂水にて寺號を兩足寺と改む、賴賀が曾孫中務少輔立賴、高隈移封の時、亦移し、慶長十九年、當邑に移封の時、今の地に移して、香花院とす、當寺は垂野城二の丸の下にありて、山に倚り、溪に臨み、林木幽邃なり、

鳳林山、瑞慶庵領主館より辰方十五町許、市成村にあり、當邑曹洞宗兩足寺の末なり、本尊釋迦如來、銅像、開山吟翁龍和尚、初め當寺は、

天正七年、敷根中務少輔賴賀、食邑敷根に建立して、長子備中守賴兼が菩提寺とす。正六年九月敷根に先づて、天寺號瑞慶庵は、即ち賴兼が法諡なり、然るに敷根氏、垂水田上、又高隈、又當邑に移封せられ、當寺を其所移の處に遷せり、故に今此地にあり、

舊跡

垂野城領主方五町より、諫訪原村にあり、本丸、二之丸、古塹の跡殘る、往古市成氏居城なり、故に當邑を市成と呼べるとぞ、道鑑公の御時、市成某を御征伐ありて、當邑を山田加賀守忠經に賜ふ、是より山田氏世領せり、山田氏元祖は、式部少輔忠繼といふ、道佛公の庶長子なり、薩の牛屎院此院首の事は、大口及ひ谷山の山田村、上別府村等の地頭職に補せられ、山田に居れり、因て家號とす、忠經は、其第五世なり、第七世出羽守忠明公當邑を敷根中務少輔立賴に賜ふ、

尙入道聖榮、應永十五年に生る、嘗て藩朝の事實を著せる書籍あり、本藩古來の實錄なり、世に聖榮自記と稱して珍書とす、大中公の時、天文十三年、山田氏第八世加賀守忠廣、當邑を獻ず、於是當邑を肝付氏に賜ふ、先是梅岳君の市來を攻むるや、肝付氏兵を遣して是を助く、因て賞するに邑を以てす、其後島津征久、伊集院幸侃等の所領となる、慶長十九年、貫明公當邑を敷根中務少輔立賴に賜ふ、

雙子壘領主方三十町より卯、諫訪原村にあり、此地平野の中に、丸き岡高低二つ相雙ふ、其一は高さ二十丈許、周廻五町四十間許、其一は高さ十一丈許、周廻二町三十間、兩岡相距ること一町許にして、共に樹木なく、葺艸のみ生ぜり、土人傳へ稱す、太古大人彌五郎、草番に、土を盛り運はれしに、此處にして梗、擔折て土を覆てり、其偏は半を残せしとて、較卑しといへり、國分

邑柏子橋の條に、大人彌五郎の事詳なり。

物 產

藥品類 柴胡 △紫根 △枳殼

蔬菜類 香蕈 △丁蕈

樹木類 槇 △甘櫟 △櫟 △椎 △檜 △樅 樞

飛禽類 鶴 △雉 △山鷄

走獸類 鹿 △野猪

鱗介類 △諸溪魚

三國名勝圖會卷之三十六 終

